

令和 7・8 年度 坂戸市建設工事競争入札参加資格者格付要領

令和 7・8 年度の坂戸市競争入札参加資格者（建設工事）の級別格付は、坂戸市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成 11 年坂戸市告示第 6 号）第 8 条に基づき、次のとおり行なっています。

1 資格審査数値

格付けに用いた資格審査数値は、次の「客観点」と「主観点」の合計値です。

- (1) 客観点……資格審査申請に用いた経営事項審査結果の申請業種ごとの総合評点（P 点）です。官公需適格組合が特例計算の申請をした場合は、その数値となります。
- (2) 主観点……工事完成検査評定点、ISO の認証取得状況及び災害応急対策業務等に関する協定に基づく災害業務実績(※)の合計点です。

- ① 坂戸市が発注した設計額 130 万円を超える額の建設工事で、令和 4・5 年度に実施した工事完成検査の評定点を用いています。算出方法は次のとおりです。

工事完成検査の評定点から基準点である 65 点を差し引いた数値を基本とし、総評点が 80 点以上と 65 点以下については控除した数値を 2 倍とします。評定省略工事については、一律 5 点とします。

同一業者が同一業種の工事を複数請負った場合の評定点は、その平均値とします。この場合、端数が生じたときは四捨五入します。

- ② ISO9001（品質マネジメントシステム）を認証取得している者は 20 点、ISO14001（環境マネジメントシステム）を認証取得している者は 10 点とします。
- ③ 令和 4・5 年度において、当時有効な災害等に係る協定に基づく要請に応じ、災害応急対策業務等を実施した（令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に契約を締結した）者は、1 回の実績（契約）につき 20 点（上限は 80 点）とします。（ただし、組合等複数者の集合体の実績の場合は除く。）

※災害応急対策業務等とは、地震、風水害、降雪、降灰等の異常な自然現象及びその他災害が発生、又は発生の恐れがある場合における状況調査や対応等の業務を指します。

2 格付基準

前記の資格審査数値（主観点＋客観点の合計値）により、下記のとおり格付けをしています。

令和 7・8 年度 格付基準

格付業種	A 級 (以上)	B 級 (以上～未満)	C 級 (以上～未満)	D 級 (未満)
土木一式工事	800 点	690～800 点	580～690 点	580 点
建築一式工事	800 点	660～800 点	600～660 点	600 点
舗装工事	750 点	630～750 点	580～630 点	580 点
上記以外	800 点	700～800 点	600～700 点	600 点

(参考)

建設工事の発注標準

格付 業種	A 級 (以上)	B 級 (以上～未満)	C 級 (以上～未満)	D 級 (未満)
土木一式工事	3,000 万円	1,500～3,000 万円	500～1,500 万円	500 万円
建築一式工事	3,000 万円	1,500～3,000 万円	500～1,500 万円	500 万円
舗装工事	1,500 万円	1,000～1,500 万円	500～1,000 万円	500 万円
上記以外	その都度、市長が定める額			

※ 該当等級に対して、その直近の上下級の選定ができる場合があります。

3 参加資格の有効期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間で、有効期間中の格付変更は行いません。

4 坂戸市競争入札参加資格者名簿の公開

資格者名簿は、坂戸市ホームページの「入札・契約情報」で一般に公開しています。

5 登録事項の変更

登録事項に変更が生じた場合は、埼玉県電子入札共同システムに~~て~~変更事項を入力後、裏付書類を共同受付窓口（埼玉県総務部入札審査課）へ提出してください。

6 資格者名簿からの抹消

- (1) 資格者名簿に登載された者が、次のいずれかに該当する者となったときは、その者を資格者名簿から抹消します。
 - ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
 - ② 地方自治法施行令第 167 条の 11 第 1 項で準用する同令第 167 条の 4 第 2 項の規定により市の指名競争入札に参加させないこととされた者
 - ③ 死亡（法人においては解散）してから 90 日を経過したとき
 - ④ 金融機関に取引を停止されたとき
 - ⑤ 独占禁止法第 3 条（不当な取引制限）又は第 8 条第 1 項第 1 号（事業者団体による競争の制限）の規定に違反して公正取引委員会から告発、排除勧告又は審判開始決定を受けた場合で、極めて悪質であると市長が認めるとき
 - ⑥ 刑法第 96 条の 6（公契約関係競売等妨害）の規定により逮捕又は逮捕を経ずに起訴された場合で、極めて悪質であると市長が認めるとき
- (2) 資格者名簿に登載された者が、次のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消することがあります。
 - ① 申請者に係る事項についての変更届又は営業停止命令、営業の休止・再開・廃止、官公需適格組合の証明を受けた者が当該証明を受けられないこととなった届出を怠ったとき。
 - ② 資格審査申請書、各種届出書類、参加資格承継申請書及びこれらの添付書類の記載事項が虚偽であったとき。
- (3) 資格者名簿に登載された者が、次のいずれかに該当するときは、その者を当該業務又は業種について資格者名簿から抹消します。
 - ① 資格者名簿に登録されている業務又は業種の登録・許可を受けていない者となつてから、新たに登録・許可を受けることなく 90 日を経過したとき。（建設業許可、測量事務所登録、建

築士事務所登録など)

- ② 資格者名簿に登録されている業務又は業種について営業を廃止したとき又は登録名簿から抹消を申し出たとき。

7 経営事項審査結果通知書の提出

坂戸市の競争入札参加資格者登録を行った建設業者は、毎年度、決算ごとに経営事項審査を受審し、その結果通知書を提出（メールによるデータ添付、郵送可）してください。入札参加資格者登録の有効期間内であっても、審査基準日（決算日）から1年7か月を経過した経営事項審査結果通知書は無効となります。経営事項審査は、結果通知書が届くまで時間がかかりますので、決算後速やかに手続きを行ってください。



〒350-0292 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番1号

坂戸市 総合政策部 財政課 契約検査係

TEL.049-283-1331（代表）FAX.049-283-3903

ホームページ <https://www.city.sakado.lg.jp> 「入札契約情報」